

# 令和4年度熊本県外国人技能実習生等入国時待機費用支援補助金 〈ご案内〉

## 【事業目的】

県内事業者等が外国人技能実習生等を海外から受け入れる際、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機等に対応した場合に負担する経費を支援します

## 補助事業者（申請者）

熊本県内に所在する事業所において外国人技能実習生等を雇用する法人又は個人

《対象となる外国人技能実習生等の在留資格》

- ① 技能実習 ② 特定技能

※監理団体及び登録支援機関は申請できません

## 補助対象経費・補助金額

外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において県内事業者等が負担する次に掲げる経費のうち、令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年9月30日までに外国人技能実習生等の入国及び待機期間が終了し、かつ交付申請日までに県内事業者等において支払いがなされたもの（消費税及び地方消費税に相当する額は除く）

なお、令和3年度において何らかの理由により申請がされなかったものについては、今回の申請対象といたしますが、補助金の算定等は本年度の交付要項により行います

### 〔補助対象経費〕

外国人技能実習生等が入国後に要請される待機期間中の宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費（室料）	宿泊日数の上限は、待機を求められた日（待期間が3日の場合は4泊、7日の場合は8泊、14日の場合は15泊）
外国人技能実習生等が入国空港から待機場所に移動するため、県内事業者等が負担する交通費 （なお、入国した空港から待機場所までの移動に要した交通費を補助対象とし、待機期間の終了後の交通費は補助対象外です）	外国人技能実習生等1人につき、次の算定方法により算定した金額（消費税抜き）を補助対象とする（上限11,000円） 【算定方法】 入国した空港から待機場所（宿泊施設）までの最短の距離（距離単位の一の位は切捨て）に1kmあたり22円を乗じた金額

### 〔補助金額〕

補助率：補助対象経費の4/5以内

上限：1事業者当たり100万円かつ外国人技能実習生等1人当たり10万円（注1）

（注1）事業予算額の範囲内での補助事業となりますので、予めご了承ください

## 申請受付期間

令和4（2022）年5月20日（金）～令和4（2022）年9月30日（金） ※必着（注2）

（注2）予算の執行状況や国の水際対策の延長等により10月以降において新たな申請受付を行う場合もあります。その際には改めて中央会ホームページ等で周知いたします。

## 申請方法

郵送（感染症対策のため郵送による提出となります）

◎郵送は、簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。やむを得ない事情で郵送が難しい場合は事前に事務局にご相談ください。

提出書類	
(1) 交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックシート</li> <li>・交付申請書（別記第1号様式）</li> <li>・交付申請書（別記第1号様式）別紙（1～2ページ）</li> </ul>
(2) 誓約書及び同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書及び同意書（別記第2号様式）</li> </ul>
(3) 在留資格及び入国日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カードの両面の写し</li> <li>・パスポートのスタンプ（上陸許可の認印）の写し</li> </ul>
(4) 対象者が県内の事業者で雇用する外国人技能実習生等であることを証する書類	技能実習生の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習計画認定申請書（添付資料「技能実習計画」（4ページ含む）の写し</li> <li>・技能実習計画認定通知書の写し</li> </ul>
	特定技能の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポートの指定書のページの写し</li> <li>・雇用契約書の写し</li> </ul>
(5) 補助対象経費の支払証拠書類（領収書等の写し）	宿泊費
	<p>A: 申請者が宿泊施設に直接支払っている場合 左記（注1）の必要事項記載の宿泊施設発行の領収書（写し）及び宿泊費の振込・支払済証（金融機関発行）等の写しのいずれかを添付</p> <p>B: 監理団体等が宿泊施設に立替払いした場合 (B-1): 監理団体等から申請者宛の領収書（明細書）、振込・支払済証（金融機関発行）の写し及び(B-2): 宿泊施設から監理団体等宛の領収書（明細書）、振込・支払済証（金融機関発行）の写しの両方を添付</p> <p>A又はBの(B-1)、(B-2)のいずれかに左記（注1）必要事項のうち①氏名②宿泊期間が記載されていることが必要です ※上記の各ケースにおいて①氏名②宿泊期間の記載がない場合、宿泊した外国人技能実習生等を特定するため申請者以外の第三者（宿泊施設、監理団体、旅行会社等）が発行する宿泊証明書（様式あり・コピー可）を追加で添付すること →（参照:チェックシート裏面7） ※領収書がない場合→次のような資料が代替資料として可能です ○補助対象経費について預貯金通帳等から引落された額が記載された当該部分のコピー ○ATM 支払いによる口座の引落証明書のコピー ○電子取引（インターネットバンク）に伴う資金移動送信完了、総合振込送信データ等のコピーなど →（参照:チェックシート裏面8、9）</p>
	交通費
	<p>入国した空港から待機場所までの距離を調査した資料を添付（コピー可） ※地図検索ソフト等を活用した場合は、起点（空港名）、終点（待機場所である宿泊施設名、所在地を含む）およびその距離数を記載した資料等</p>

その他：申請書作成にあたっては、チェックシート、記入例、Q&A（いずれもホームページ掲載）を参考にして下さい

申請先・お問合せ先
<p>熊本県外国人技能実習生等入国時待機費用支援補助金 事務局（熊本県中小企業団体中央会） 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町4-19（TM10ビル2階A号室） 電話：096-288-0417 FAX：096-288-0419 受付時間 午前：9時～12時 午後：13時～17時（土日祝・年末年始除く）</p>

※申請書の様式等は **5月20日までにホームページ** に掲載いたします。 <http://kumachu.or.jp/>